

福智町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

福 智 町

福智町公共施設等総合管理計画 目次

1. 計画策定の背景と目的	1
1.1 背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の対象施設	2
1.4 計画の構成	3
1.5 計画の対象期間	3
2. 公共施設等の現況と課題	4
2.1 人口の現況と将来人口の推計	4
2.2 行財政運営	5
2.3 建築系施設の現況	7
2.4 インフラ施設の現況	11
2.5 将来更新費用の推計	12
2.6 現況と課題の整理	17
3. 公共施設等の総合管理に関する方針の設定	18
3.1 基本方針	18
3.2 施設保有量の目標	18
3.3 実施方針	22
4. 施設類型別の基本方針	27
4.1 施設類型別の概況	27
4.2 施設類型別の方針	29
5. 計画の推進体制とフォローアップ	33
5.1 取り組み体制と情報共有	33
5.2 フォローアップ	34

1. 計画策定の背景と目的

1.1 背景と目的

福智町は平成 18 年 3 月に旧金田町、旧赤池町、旧方城町が合併して誕生しました。旧産炭地として、エネルギー革命を経て、まちづくりを目指し、町民の福祉と地域社会の活性化に努めてきました。

わが国では、高度経済成長期、バブル経済期、その後の景気浮揚策等を通じて、多くの公共施設や都市インフラが整備されてきましたが、これらの施設の多くは、やがて更新期を迎え、「公共施設の更新問題」がまちづくりの重要な課題として浮上してきました。

少子化や晩婚化が進行し、人口の減少や人口構成の変化が避けられない中、人口規模の縮小と、それに伴う財政状況の悪化は、公共施設等の保有量やサービスの在り方を見直すことが求められています。

これまで整備されてきた公共施設や都市インフラは、重要な社会ストックとして、町民が豊かで安全・安心な生活を営む上で欠かすことのできないものです。一方、施設が整備された当時はそれを必要とする社会ニーズに基づくものであっても、時代の変化とともに社会ニーズも変化してきており、公共施設も社会情勢の変化に対応した在り方や機能・規模を考える必要があります。

本計画では、保有する公共施設の実態を把握し、将来にわたる更新費用等を検証します。その上で、中長期的な視点から、「公共施設の総量や配置の見直し」「公共施設のライフサイクルコストの縮減」など、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するための方策を検討します。

本計画は、単に公共施設の廃止・縮小を目的とするものではなく、予防保全や長寿命化の視点から、公共施設をできるだけ長持ちさせるとともに、今後の人口構成や住民ニーズの変化に対応しながら、効果的・効率的な維持管理・更新・運営を図ることを目指します。また、将来世代に継承可能な公共施設の在り方を検討し、町民の生活基盤としての公共施設・公共サービスの在り方を示すことを目的に策定します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第1次福智町総合計画」に即し、関連する諸計画を踏まえ策定します。

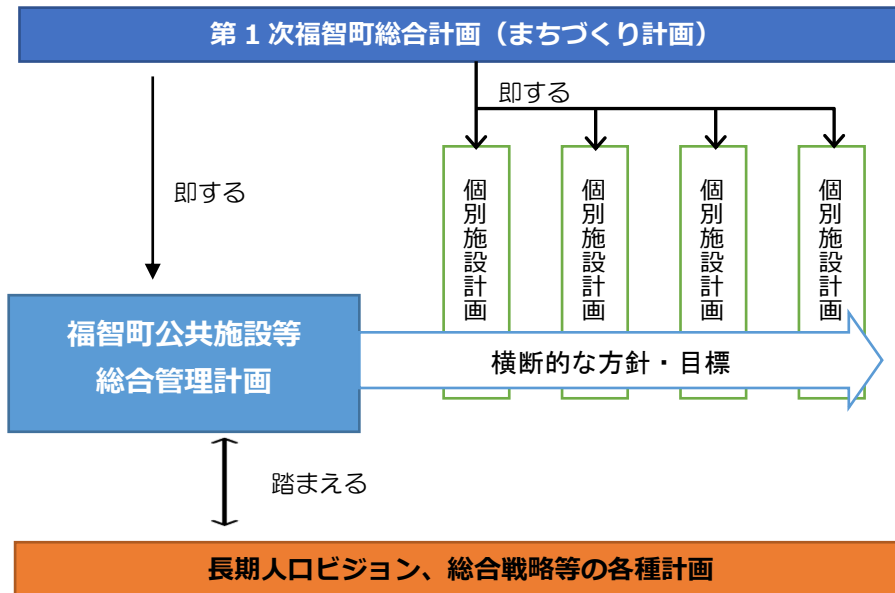


図 計画の位置づけ

1.3 計画の対象施設

本計画は、今後の建替えや大規模改修などを検討する公共施設として、建築系施設とインフラ施設を合わせた公共施設及び町有地（以下「公共施設等」という）を対象とします。

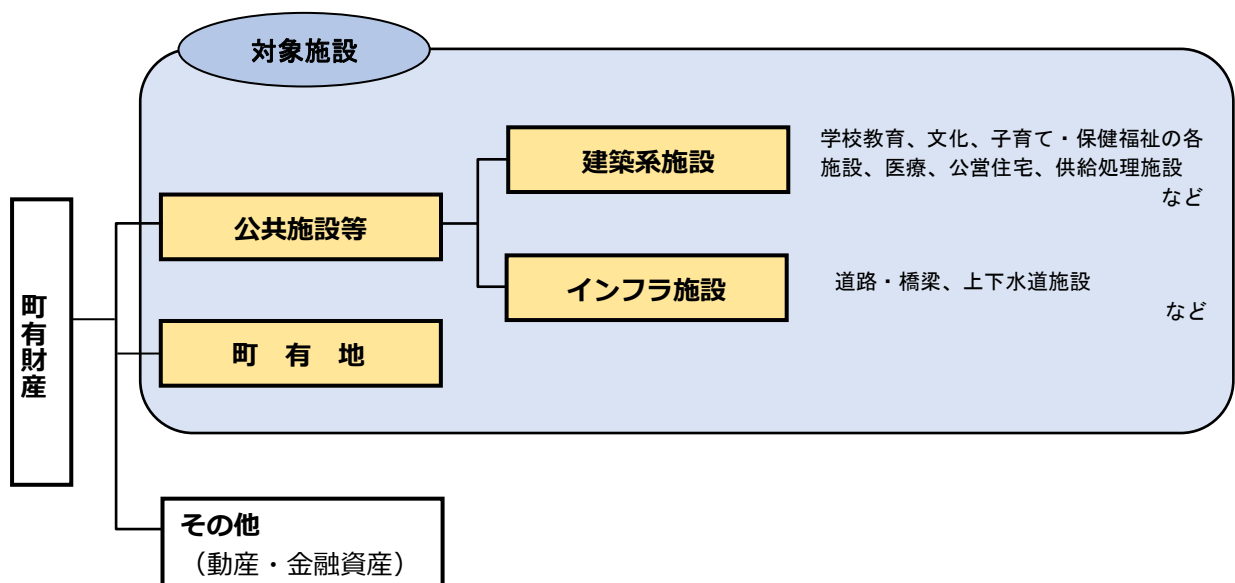


図 計画対象の公共施設等

1.4 計画の構成

本計画は、公共施設等の現況把握に基づき課題を整理し、基本的な考え方と全体方針、類型別方針を示すとともに、今後の再整備の方針、施設保有量の目標を示します。

(1) 公共施設等の現況及び将来の見通し

福智町の公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析します。

- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 歳入・歳出の状況による行財政運営の現状
- 施設の老朽化や利用状況をはじめとした公共施設等の現況
- 道路・橋梁・上水道等のインフラ施設の現況
- 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み

(2) 公共施設等の管理に関する基本方針

現状や課題に対する認識、充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等に関する基本方針を示します。

- 人口動向や社会・経済状況を踏まえた適正な施設保有量の目標
- 施設の維持管理及び更新等に係わる実施方針
(施設の適切な維持管理の実施、施設の安全・安心確保、施設利用の効率的・効果的な運営)

(3) 施設類型別の基本方針

個々の施設の在り方について、施設類型ごとの概況、維持管理や更新に関する基本方針を示します。

(4) 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

庁内の計画推進体制や PDCA サイクルに基づく計画の進捗状況の評価・見直しの考え方を示します。

1.5 計画の対象期間

公共施設等の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠となることから、計画期間を平成 29 年度から平成 68 年度の概ね 40 年間と設定します。

なお、本計画は 10 年ごとに見直すことを基本とします。また、歳入歳出の状況や制度変更など、計画の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行います。

2. 公共施設等の現況と課題

2.1 人口の現況と将来人口の推計

平成 27 年（2015 年）国勢調査では、本町の総人口は 22,871 人です。また、年齢 3 区分別人口をみると、15 歳未満の年少人口比率が 13.2%であるのに対し、15～64 歳までの生産年齢人口は 54.1%、65 歳以上の老年人口は 32.6%です。

本町では平成 27 年 10 月に「福智町人口ビジョン」を策定しており、本町の目指すべき人口規模を平成 72 年（2060 年）において、18,145 人としています。

本計画では、「福智町人口ビジョン」に準拠して、計画年次における人口規模を設定します。

- 平成 29 年（2017 年）：22,731 人
- 平成 69 年（2057 年）：18,430 人

表 総人口・年齢 3 区分人口の推移

区分		平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
人口	総人口	27,031 人	26,375 人	25,543 人	24,714 人	22,871 人
	15 歳未満	4,795 人	4,085 人	3,566 人	3,302 人	3,010 人
	15～64 歳	16,971 人	16,438 人	15,535 人	14,552 人	12,363 人
	65 歳以上	5,264 人	5,849 人	6,442 人	6,860 人	7,456 人
構成比	15 歳未満	17.7%	15.5%	14.0%	13.4%	13.2%
	15～64 歳	62.8%	62.3%	60.8%	58.9%	54.1%
	65 歳以上	19.5%	22.2%	25.2%	27.8%	32.6%

資料：国勢調査

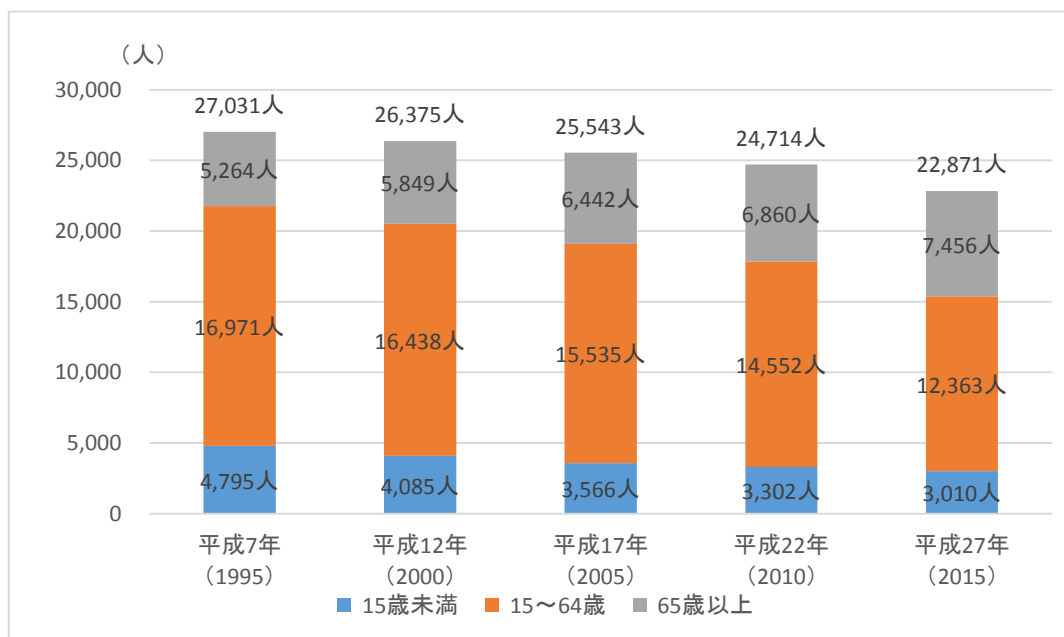


図 総人口・年齢 3 区分人口の推移

2.2 行財政運営

(1) 歳入の状況

平成27年度の歳入合計は約171.6億円で、過去5年間の平均は約160.8億円です。歳入構造に大きな変化はないものの、地方債が減少しており、財政健全化の取り組みが推進されてきました。

平成27年度の財源をみると、地方税は約15.2億円、全体の8.8%です。また、地方交付税、国庫支出金、県支出金の合計が全体の53.6%を占めています。財政力指数は0.265であり、自主財源に乏しい歳入構造です。

表 性質別歳入の内訳

区 分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
実数	歳入合計	164.4億円	161.0億円	156.7億円	150.3億円	171.6億円
	地方税	15.2億円	15.1億円	15.3億円	15.4億円	15.2億円
	地方交付税	63.8億円	63.9億円	63.7億円	62.6億円	63.0億円
	国庫支出金	18.5億円	15.2億円	17.7億円	15.2億円	18.8億円
	県支出金	10.0億円	8.7億円	9.7億円	9.9億円	10.3億円
	諸収入	4.5億円	9.2億円	3.5億円	2.9億円	3.0億円
	地方債	25.1億円	20.1億円	21.8億円	14.8億円	15.5億円
	その他	27.3億円	28.9億円	25.1億円	29.5億円	45.9億円
構成比	地方税	9.2%	9.4%	9.8%	10.2%	8.8%
	地方交付税	38.8%	39.7%	40.6%	41.7%	36.7%
	国庫支出金	11.3%	9.4%	11.3%	10.1%	10.9%
	県支出金	6.1%	5.4%	6.2%	6.6%	6.0%
	諸収入	2.8%	5.7%	2.2%	1.9%	1.8%
	地方債	15.3%	12.5%	13.9%	9.9%	9.0%
	その他	16.6%	17.9%	16.0%	19.6%	26.7%

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

出典：決算カード

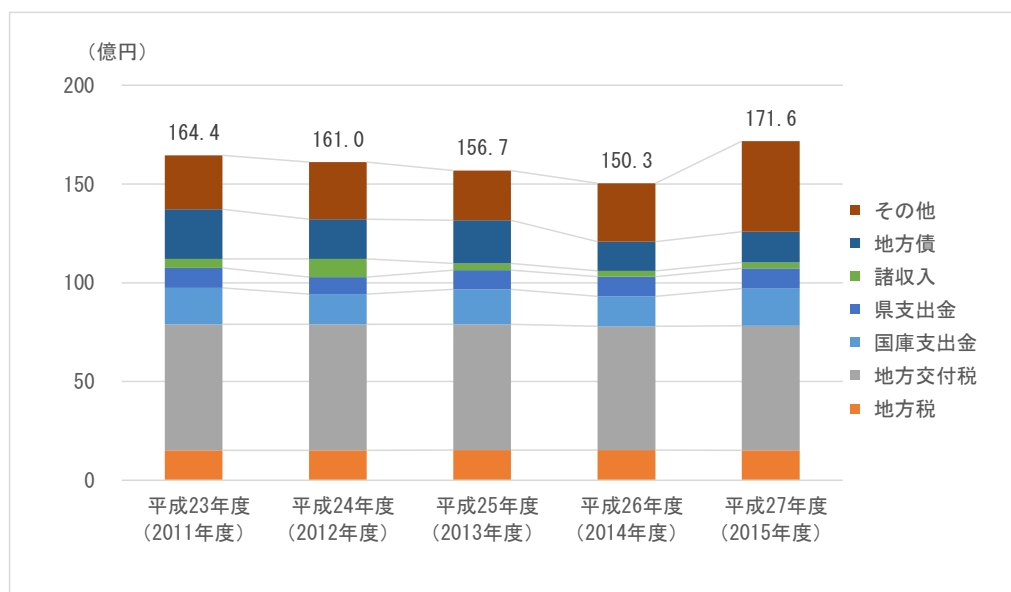


図 歳入の状況

(2) 歳出の状況

平成 27 年度普通会計決算の歳出総額は約 160.3 億円です。このうち、公共施設等の整備に係る投資的経費は約 20.5 億円であり、過去 5 年間の平均は約 23.9 億円です。平成 18 年の合併直後に集中的に実施された各種建設事業も近年は収束し、安定的に推移しています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 92.5%であり、人件費、扶助費、公債費から構成される義務的経費の占める比率が高いことを示しています。

表 目的別歳出の内訳

区 分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	
歳出合計	149.7億円	149.4億円	145.1億円	135.6億円	160.3億円	
実数	人件費	23.7億円	22.3億円	22.4億円	21.1億円	21.0億円
	扶助費	20.0億円	20.8億円	21.4億円	23.1億円	24.0億円
	公債費	25.9億円	36.1億円	21.2億円	20.8億円	21.1億円
	投資的経費	30.6億円	23.3億円	28.5億円	16.8億円	20.5億円
	その他経費	49.6億円	46.9億円	51.6億円	53.9億円	73.8億円
構成比	人件費	15.8%	14.9%	15.4%	15.5%	13.1%
	扶助費	13.3%	14.0%	14.8%	17.0%	15.0%
	公債費	17.3%	24.1%	14.6%	15.3%	13.1%
	投資的経費	20.4%	15.6%	19.7%	12.4%	12.8%
	その他経費	33.1%	31.4%	35.5%	39.8%	46.0%

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

出典：決算カード

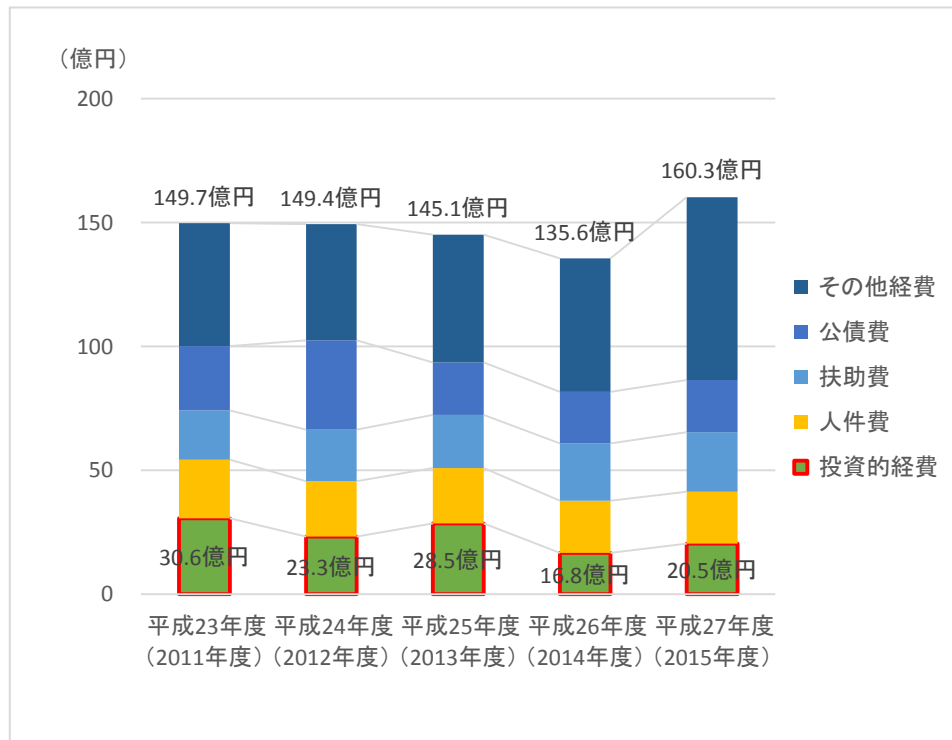


図 歳出の状況

2.3 建築系施設の現況

(1) 建築系施設の保有量

本町は 298 の建築系施設を保有しており、その延床面積は 272,209.1 m²です。

類型別延床面積を比較すると、公営住宅が 42.5%で最も多く、学校教育系施設 16.1%、市民文化系施設 11.4%、スポーツ・レクリエーション系施設 7.1%、などが主な施設です。

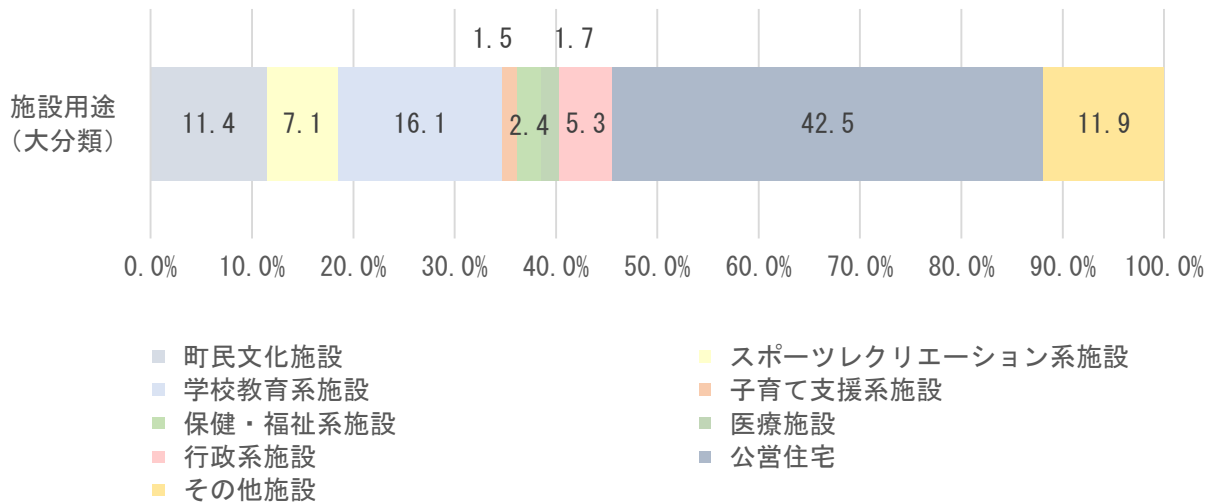


図 類型別（大分類）延床面積の構成比 (%)

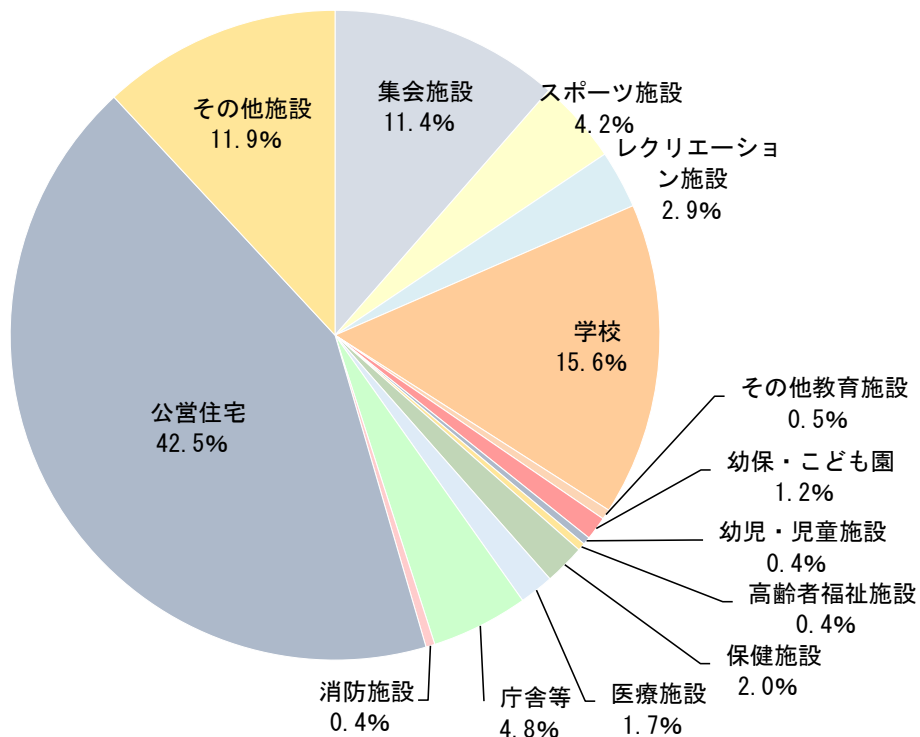


図 類型別（中分類）延床面積割合

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

表 建築系施設の保有量と施設の分類

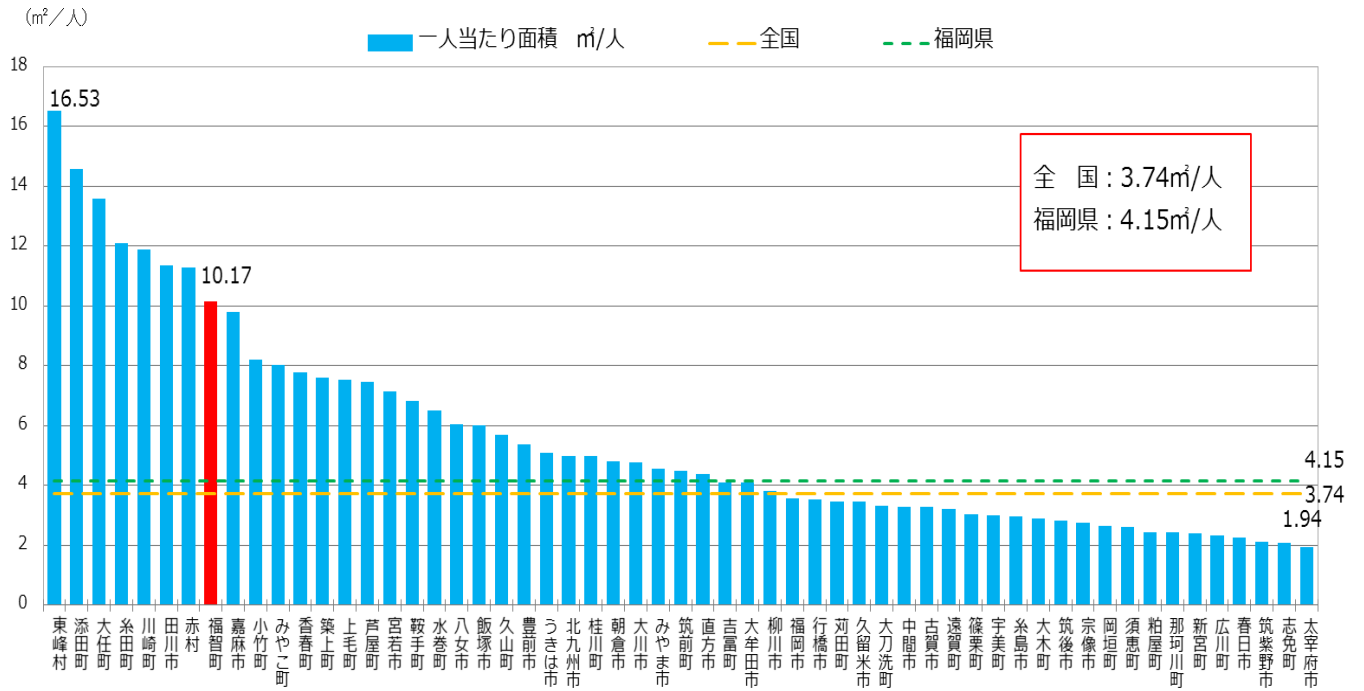
施設用途		施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (延床面積)
大分類	中分類				
町民文化系施設	集会施設	115	120	31,146.4	11.4%
		115	120	31,146.4	11.4%
スポーツレクリエーション系施設	スポーツ施設	8	9	11,349.7	4.2%
	レクリエーション施設	4	13	7,859.7	2.9%
		12	22	19,209.4	7.1%
学校教育系施設	学校	8	44	42,447.7	15.6%
	その他教育施設	1	1	1,375.0	0.5%
		9	45	43,822.7	16.1%
子育て支援系施設	幼保・子ども園	3	3	3,170.7	1.2%
	幼児・児童施設	4	5	1,042.0	0.4%
		7	8	4,212.7	1.5%
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	1	7	1,041.0	0.4%
	保健施設	3	6	5,484.5	2.0%
		4	13	6,525.5	2.4%
医療施設	医療施設	3	6	4,642.1	1.7%
		3	6	4,642.1	1.7%
行政系施設	庁舎等	3	10	13,167.2	4.8%
	消防施設	16	16	1,218.0	0.4%
		19	26	14,385.1	5.3%
公営住宅	公営住宅	56	124	115,808.1	42.5%
		56	124	115,808.1	42.5%
その他施設	その他施設	73	99	32,457.1	11.9%
		73	99	32,457.1	11.9%
合 計		298	463	272,209.1	100.0%

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

(2) 県内他自治体との比較

福智町の住民一人あたりの公共施設延床面積は 10.17 m²/人です。総務省の「平成 25 年度公共施設状況調査」による、全国平均は 3.74 m²/人、福岡県平均 4.15 m²/年となっています。

全国及び県内自治体と比較して極めて高い状況にあります。



資料：平成25年度 公共施設状況調査

図 住民一人あたりの延床面積

(3) 建築年別施設延床面積の状況

建築年別にみると、1978年から1980年にかけて多くの施設の整備が行われ、その多くは、公営住宅の建設です。その後、2006年の合併のころにもう一つのピークがみられます。

1981年（昭和56年）に建築基準法の改正が行われ、耐震基準が変更となっていますが、それ以前に建築された旧耐震基準の建物は、耐震性能が低い可能性があります。

本町では、1981年以前に建築された建物は全体の37.3%を占めており、1978年から1980年にかけて整備された多くの施設の更新が今後の課題となります。

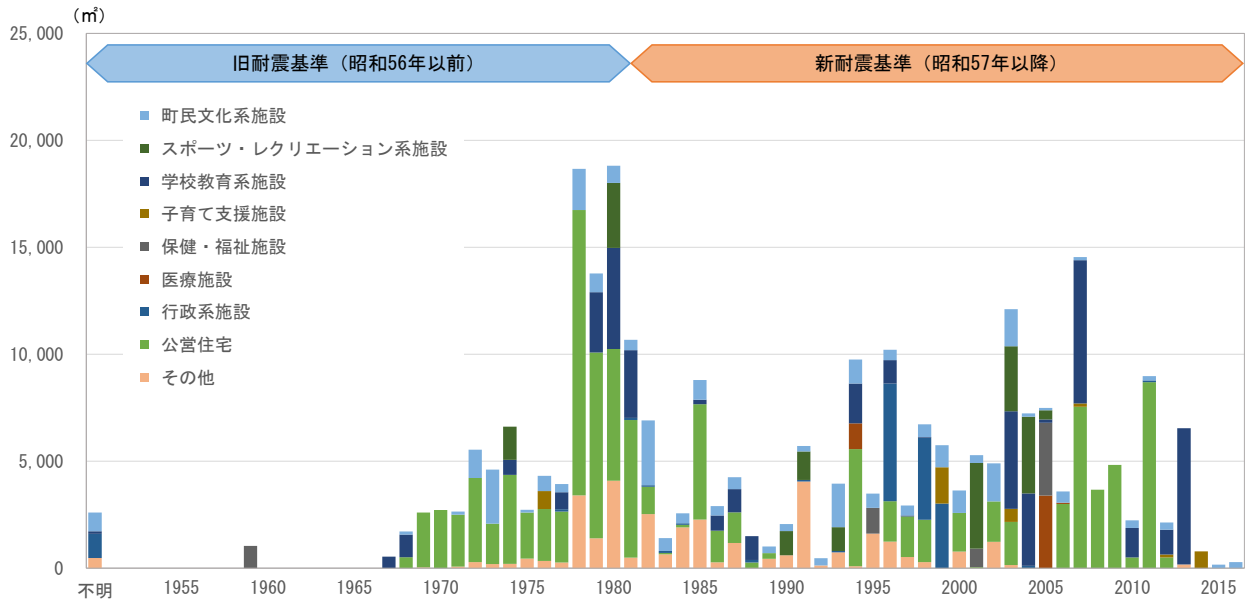


図 建築年度別施設類型ごとの延床面積

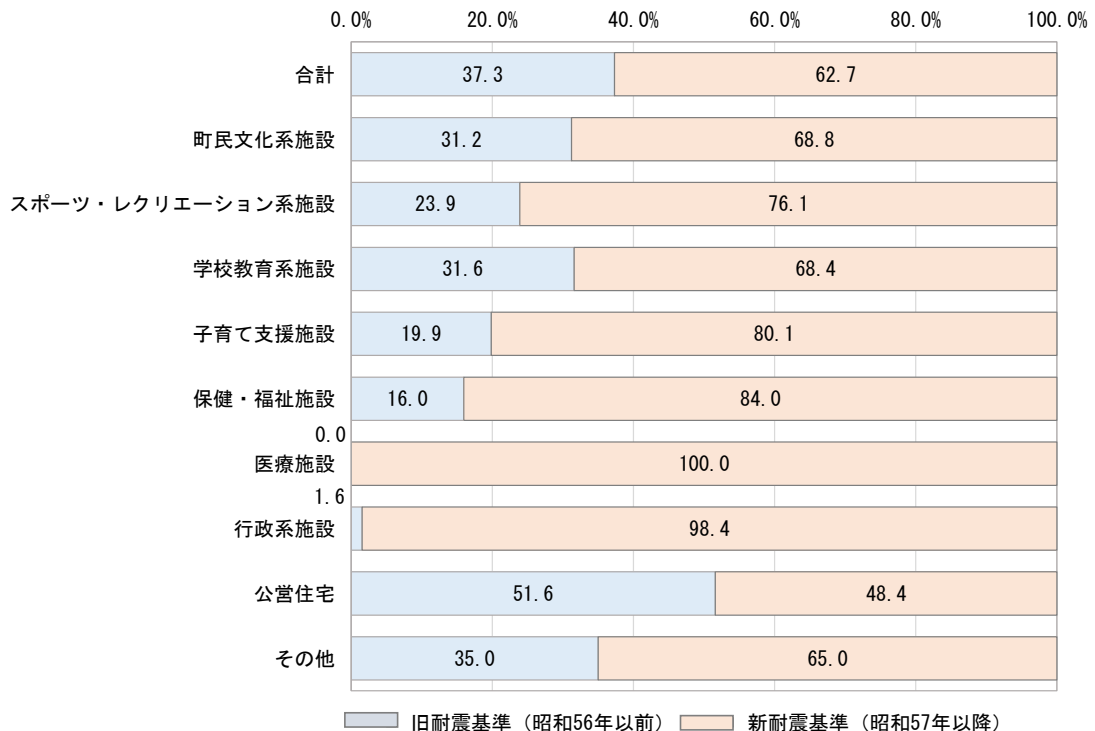


図 新耐震基準による分類

2.4 インフラ施設の現況

(1) 道路

一般道路の実延長は 291,444mです。また、道路改良率は 87.17%です。

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は 141 橋、面積で 16,597 m²です。

本町は平成 26 年に「橋梁長寿命化計画」を策定しています。高度成長期に建設された橋梁は、設計基準の改訂、交通量の増大、建設地域の環境条件の変化などに伴い、耐荷力不足、部材の損傷、材料の課題を有しており、そういった橋梁の劣化に対応するため、性能の維持管理には多額の費用を要します。

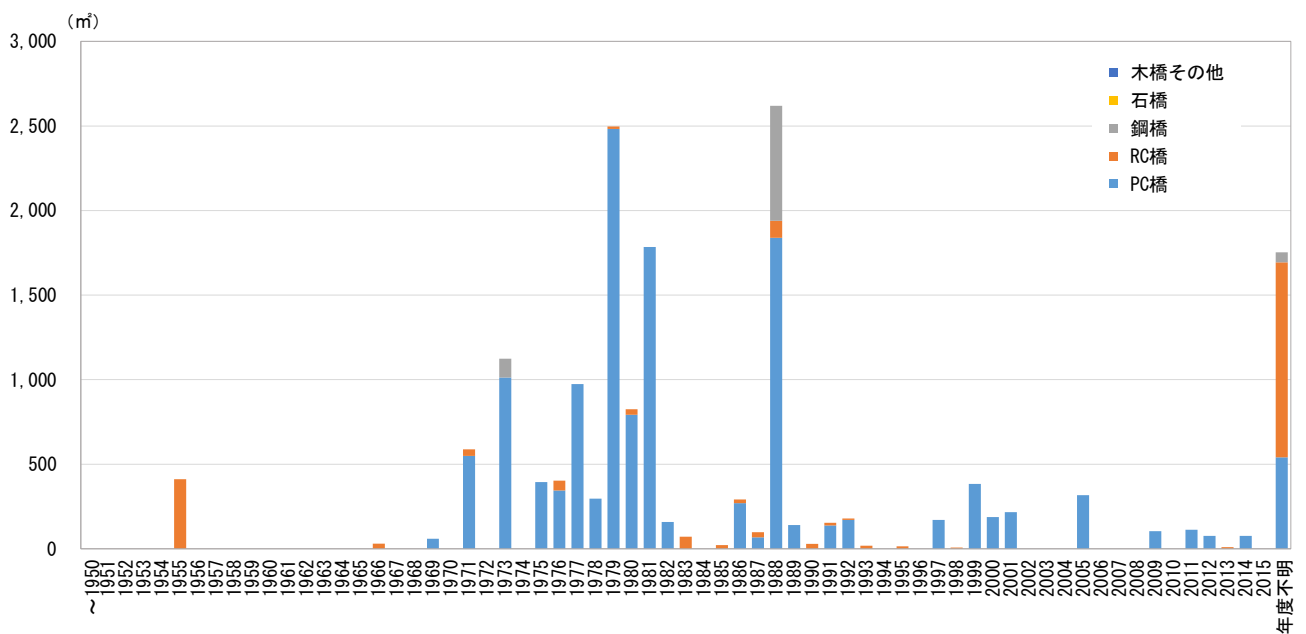


図 整備年別橋梁面積

(3) 上水道

本町が保有する上水道の総延長は 227,043mです。内訳は導水管が 7,824m、送水管が 16,835m、配水管が 202,384mです。

2.5 将来更新費用の推計

(1) 建築系施設

現状の建築系施設をすべて維持すると仮定し更新費用を推計した結果、今後 40 年間に大規模改修に 491.3 億円、建替え・更新に 530.6 億円、合計で 1,021.9 億円、年平均では 25.5 億円かかるものと推計されます。

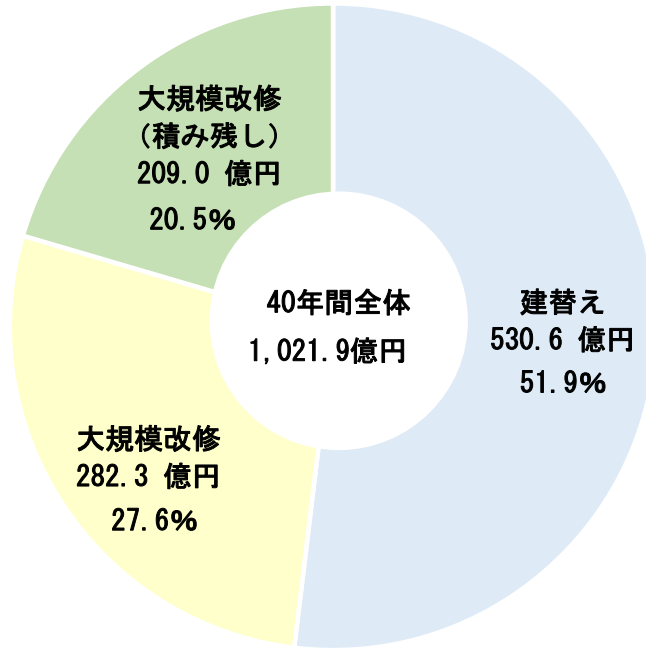


図 改修・建替え費用

※「積み残し」とは、更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合のことを示します。

表 10年毎の改修・建替え費用

	建替え	大規模改修	大規模改修 (積み残し)	合 計
当初 10 年間 (2015～2024 年)	4.3 億円	84.7 億円	209.0 億円	298.1 億円
11～20 年目 (2025～2034 年)	104.2 億円	130.9 億円		235.1 億円
21～30 年目 (2035～2044 年)	284.3 億円	64.0 億円		348.3 億円
31～40 年目 (2045～2054 年)	137.8 億円	2.6 億円		140.4 億円
合 計	530.6 億円	282.3 億円	209.0 億円	1,021.9 億円

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

当初 10 年間は、積み残しの大規模改修を実施するため、更新費用全体が膨らんでいます。また、20 年後の 2037 年以降の数年間は、1978 年以降に建設された施設の建替えが集中します。

類型別では、公営住宅の改修・建替えが大きなウエイトを占めています。

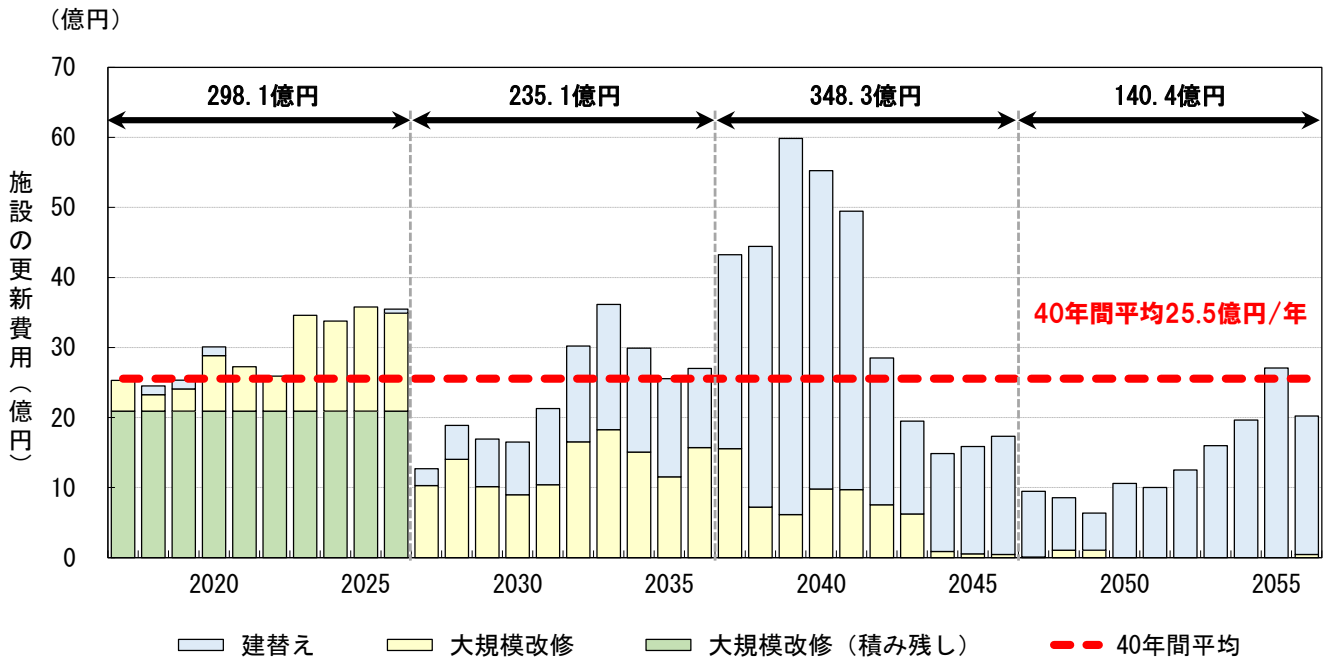


図 建築系施設の将来更新費用

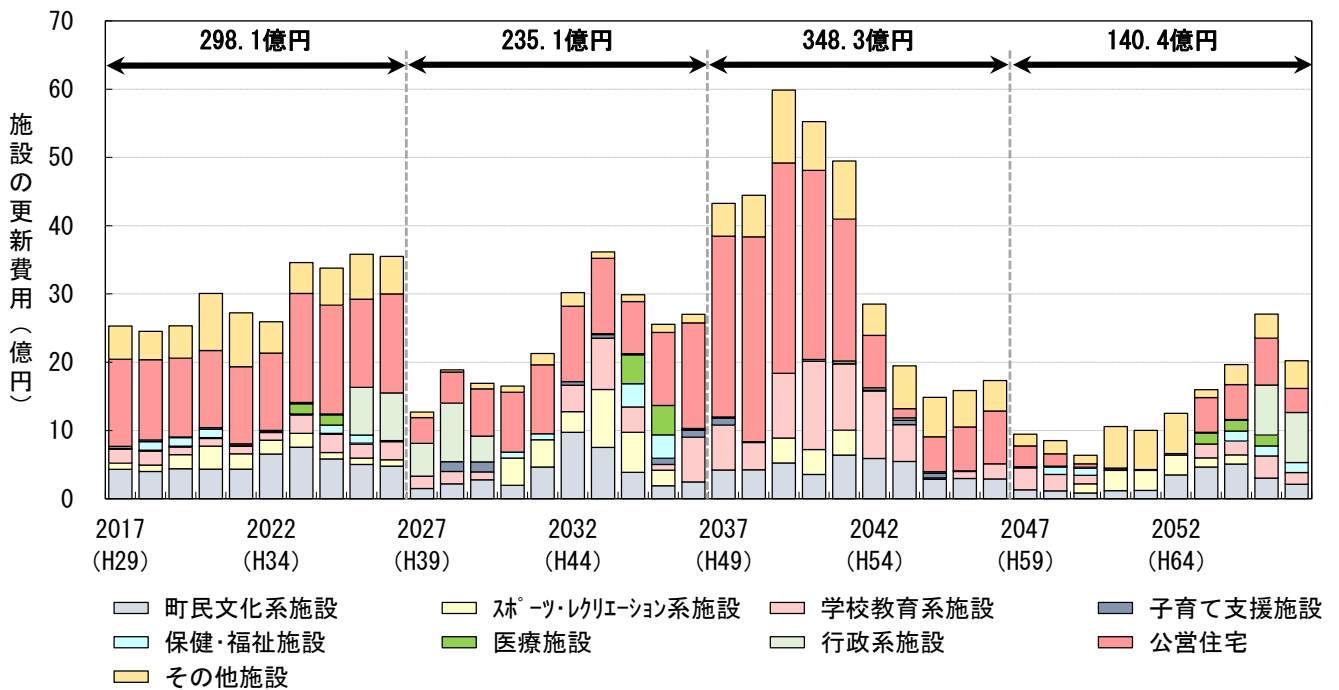


図 類型別将来更新費用

(2) インフラ施設

インフラ施設の更新費用は40年間で489.1億円、1年あたりでは12.2億円/年です。

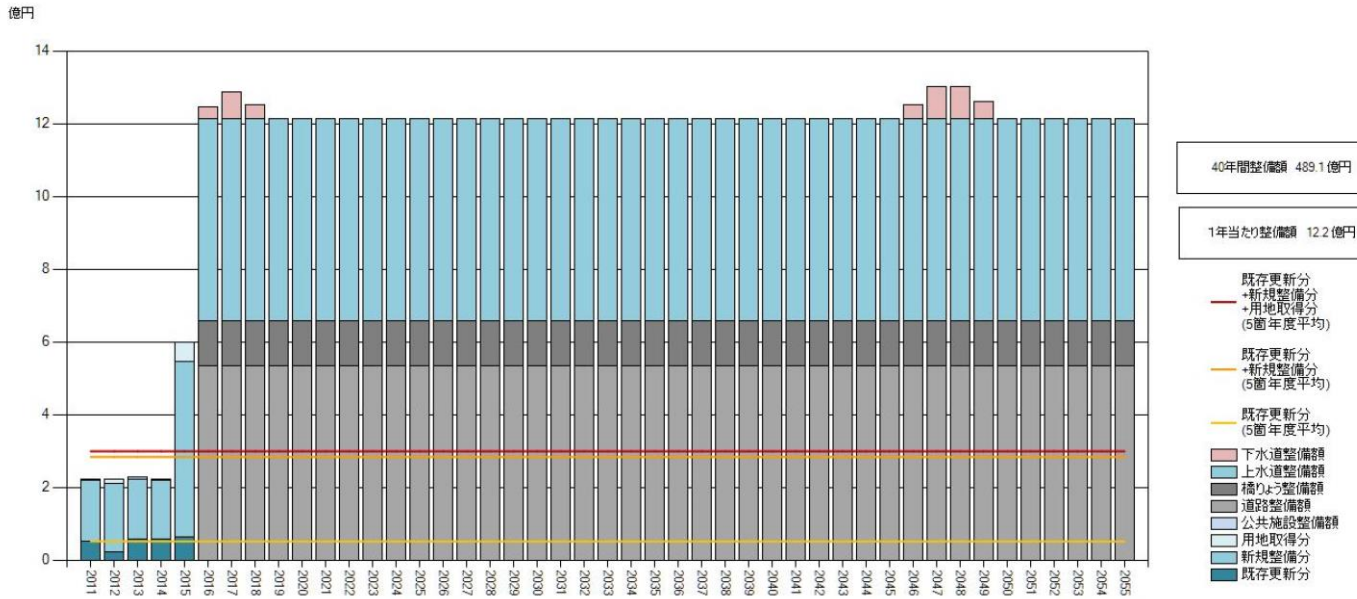


図 インフラ施設の将来更新費用

※更新費用推計の前提条件

総務省提供の財団法人自治総合センター更新費推計ソフトに基づき、以下の条件で試算します。

(1) 建築施設

①耐用年数の設定

耐用年数 60年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

②更新年数の設定

- 建築時より30年後に大規模改修を行い、60年間使用して建替え
- 現時点で建築時より31年以上、50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- 現時点で、建築時より50年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定

表1 建築施設単価

大規模改修		建替え	
町民文化系施設	25万円/㎡	町民文化系施設	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	社会教育系施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	産業系施設	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	学校教育系施設	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	子育て支援施設	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	保健・福祉施設	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	医療施設	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	行政系施設	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	公営住宅	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	公園	33万円/㎡
その他施設	20万円/㎡	その他施設	36万円/㎡

※建替えについては解体費含む

単価は、既に先行して更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績及び設定単価等をもとに設定

(2) インフラ施設

- 更新費用（円）＝将来年次別更新ストック量（㎡）×更新単価（円/㎡）とし、道路については総面積を耐用年数で割った値を1年間の更新量と仮定
- RC橋、PC橋、石橋、木橋はPC橋に、鋼橋は鋼橋に更新すると仮定

表2 対象施設の推計条件

対象分野	耐用年数	単価	
道路	15年	4,700円/㎡	
橋梁	60年	PC橋	425千円/㎡
		鋼橋	500千円/㎡
上水道	40年	表3 参照	
下水道	50年	コンクリート管・陶管・塩ビ管	124千円/m
		更生管	134千円/m

表3 上水道単価

導水管・送水管		配水管			
管径	単価	管径	単価	管径	単価
300mm未満	100千円/m	50mm以下	97千円/m	350mm以下	111千円/m
300～500mm未満	114千円/m	75mm以下	97千円/m	400mm以下	116千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	100mm以下	97千円/m	450mm以下	121千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	125mm以下	97千円/m	500mm以下	128千円/m
1500～2000mm未満	742千円/m	150mm以下	97千円/m	550mm以下	128千円/m
2000mm以上	923千円/m	200mm以下	100千円/m	600mm以下	142千円/m
		250mm以下	103千円/m	700mm以下	158千円/m
		300mm以下	106千円/m	800mm以下	178千円/m

2.6 現況と課題の整理

(1) 将来の人口減少に対応した公共施設等の保有

本計画の計画期間を40年とすれば目標年次は2058年です。2015年国勢調査での本町の人口は22,871人です。「福智町人口ビジョン」では、2060年における本町の人口規模を18,145人と推計しています。今後、人口減少は避けられず、現状のままでは過剰な公共施設等を保有することとなり、人口動態の変化に対応した公共施設等の保有を図る必要があります。

(2) 人口構成の変化に対応した公共施設等の在り方

年齢3区分による人口構成では、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加が今後とも進むものと考えられます。そのため、学校教育施設や高齢者の保健・医療など、人口構成の変化に対応した公共施設等の在り方を見直すことが重要な課題となります。

(3) 公共施設等として望まれるサービスの提供・確保

本町の、住民一人あたりの公共施設保有面積は10.17㎡/人あり、県内他市町との比較でも高い数値となっています。

前述の人口減少問題も含めれば、町が提供すべき公共サービス、公共施設等の質と量を見直していく必要があります。

施設が整備されてからの時間経過とともに、その利用目的に対するニーズが変化しており、利用頻度が少ない施設も存在します。そのような施設の統廃合や多目的利用など、時代のニーズにあった施設利用を考慮することが必要です。

(4) 公共施設等としての安全性や快適性の確保

本町が保有する公共施設等のうち、旧耐震基準のもとで建設されたものが全体の38.0%です。町民の安全を確保するため、旧耐震基準で整備された施設の耐震化改修が重要です。

施設は適切なメンテナンスを施すことにより良好な状態を維持し、快適な空間を確保し、施設の寿命を延ばすことが可能となります。

本町では、大規模改修の時期が来ても、改修されないままの施設が多く残されており、必要な改修を早期に実施することが、施設の長寿命化と快適な空間確保につながります。

(5) 効率的・効果的な事業の実施

今後予想される生産年齢の減少や社会・経済情勢の変化等を考慮すれば、町の財政収入の大幅な増大は、難しいものと考えられます。

そのため、限られた財源の中で、町民のニーズに応え、地域社会の活性化を果たすためには、効率的・効果的な行財政運営が重要となります。

公共施設等においては、施設の長寿命化や予防保全の考え方を浸透させるとともに、時代の役割を終えた施設の用途廃止・解体も視野に入れ、公共施設等の在り方を検討していく必要があります。

3. 公共施設等の総合管理に関する方針の設定

3.1 基本方針

本町公共施設等の現況に対する基本的な認識、課題を踏まえ、本町における公共施設等のマネジメントに関する基本方針を設定します。

- ◇ 施設の適正な保有量の確保
- ◇ 施設の適切な維持管理・更新の実施
- ◇ 施設の安全・安心の確保
- ◇ 施設の効率的・効果的な運営

3.2 施設保有量の目標

町民が健康で文化的な生活を送るとともに、まちづくりビジョンに基づく健全で持続可能な地域社会の発展を維持するためには、適切な水準の公共施設等の保有が重要です。そのため、人口構造や社会・経済上の変化、住民ニーズの多様化等を考慮した公共施設保有量の目標設定を行います。

(1) 建築物系施設

① 目標期間

現在、本町が保有する建築物系施設の約 2.5 割は、昭和 56 年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づき整備され、保有量の 4.5 割以上が建築後 30 年以上経過しています。

よって、今後も継続して使用する場合には、耐震性能の向上に向けた大規模改修が必要となり、安全確保の観点や財政負担の大きさからも重大な課題です。

■ 数値目標の設定について

数値目標の設定については、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」では、以下のように記載されています。

「公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載する」

数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましい。

② 削減目標の設定

将来的に本町の人口の減少が予測される中で、公共施設等の総量をこのまま現状維持する場合には、「町民一人あたりの延床面積が増大＝町民一人あたりが負担する施設の維持更新費が増加」することになります。

そのため、将来的な人口動向やニーズ、将来の財政状況等を踏まえ、中長期的な視点から公共施設等の現状維持ではなく、できるだけ機能を維持しながら「選択と集中」による財政負担軽減のための公共施設保有量の適正化を行う必要があります。

a. ケース 1 将来人口からみる削減目標

人口減少が予測されている中で、今後も現在の公共施設等の保有量を維持し続けた場合、町民一人あたりの延床面積が増大（現在の約 1.3 倍）していくことが見込まれます。

おおよそ 40 年後の人口が約 19.4%減少することから、町民一人あたりの延床面積を現状維持（町民一人あたり 15.48 m²/人）することを前提とし、人口減少に応じて公共施設等の延床面積を削減すると仮定した場合、本町における公共施設等の延床面積を約 19.5%削減する必要があります。

	人口	延床面積	町民一人あたり延床面積
平成 27 年（2015 年）	22,871 人	272,671.3 m ²	11.9 m ² /人
平成 69 年（2057 年）	18,430 人	219,725.1 m ²	11.9 m ² /人
人口増減率	-19.4%		

※平成 27 年人口：平成 27 年国勢調査
 ※平成 69 年人口：福智町人口ビジョン 町独自推計による
 ※公共施設延床面積：平成 27 年度末

約 19.5%削減
▲52,946 m²

今後 40 年間で約 **19.5%**以上の削減が必要（延床面積ベース）

b. ケース 2 財政面からみる削減目標

今後、現在保有している公共施設等すべてを更新した場合、公共施設等の更新費用（建替え・大規模改修費）にかかる年平均額は、25.5 億円/年と推計されています。

また、過去5年間の公共施設等にかかる普通建設事業費の年平均額は、23.9 億円となっています。一方、40 年後の投資的経費については、平成 27 年人口（22,871 人）に対する平成 69 年人口（18,430 人）の減少率に応じて投資的経費も同様に減少すると仮定した場合、平成 27 年の投資的経費（20.5 億円）が平成 69 年には、16.5 億円になると推計されます。

将来の更新費用は、公共施設等の延床面積の増減に比例することから、将来の公共施設等にかかる投資見込み額を 16.5 億円/年を確保することを前提とし、不足額に応じた公共施設等の延床面積を削減すると仮定した場合、本町における公共施設等の延床面積を約 23.5%削減する必要があります。

①	公共施設等にかかる更新費用	25.5 億円/年	更新費用シミュレーション結果（今後 40 年間）
②	公共施設等にかかる普通建設事業費	16.5 億円/年	投資的経費の推計値
③	更新費用の不足額	9.0 億円/年	①-②

【削減率の考え方】

- 建替え更新周期を 60 年、大規模改修周期を 30 年とした場合
（総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定値）
⇒ **今後 40 年間にかかる費用 年平均 25.5 億円**
- 人口減少率に応じた平成 69 年投資的経費の推計費：**16.5 億円/年**
- 公共施設等にかかわる普通建設事業費の 16.5 億円/年以内に収めるためには、改修・建替え費用を現在から 35.3%削減が必要。
- 建替え更新周期である 60 年間で実施するとした場合に、1 年当たり約 0.59%削減となり、**今後 40 年間で 23.5%の削減**が必要。

■ 算定式

$$16.5 \text{ 億円/年} \div 25.5 \text{ 億円/年} = 64.7\% \text{ (35.3\%削減が必要)}$$

$$(35.3\% \div 60 \text{ 年 (更新周期)}) \times 40 \text{ 年 (計画期間)} = 23.5\% \text{削減が必要}$$

今後 40 年間で約 23.5%以上の削減が必要（延床面積ベース）

「ケース 1 将来人口からみる削減目標」及び「ケース 2 財政面からみる削減目標」を勘案し、本計画の削減目標（延床面積ベース）を設定します。

今後 40 年間で約 20%以上削減することを目標とします。（延床面積ベース）

(2) 都市基盤施設

都市基盤施設は、集約・複合化等の改善や、用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、現状を把握し、点検・評価により対処方法を分析することで保全需要の見通しを明らかにした上で、持続可能な施設保有を目指します。

3.3 実施方針

基本方針を受け、公共施設等の管理に関する実施方針を設定します。

(1) 施設の適切な維持管理・更新の実施

施設の定期的な点検・診断を行い、それをもとに維持管理・修繕・更新等を実施します。また、施設の予防保全型管理と長寿命化対策により、施設の耐久性の向上とともに、維持管理費用、更新費用の縮減・平準化を図ります。

① 点検・診断の実施方針

- 老朽化や劣化などの要因による施設等の損傷程度や危険性などについて、必要に応じ管理者等による目視点検や診断を行い、モニタリングを実施します。
- 点検・診断等の履歴を蓄積・分析し、計画の見直しや個別計画に反映させます。
- 重大事故発生の回避や修繕・更新等の必要性を判断するため、劣化・損傷等の程度、原因を把握する点検・診断基準や方法、点検体制等を早期に整備します。
- 修繕・更新等の必要性を判断する要素として、施設ごとの点検・診断等の実施履歴・結果をファイリングし、一元的に情報を管理します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 診断結果をもとに、維持管理・修繕等の対策の必要性や緊急度等を検討します。
- 予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を図る維持管理・修繕方法を検討します。
- 施設の発揮すべき機能や安全性を確保するため、日常の清掃・点検・保守等の維持管理活動を確実に実施します。維持管理活動により、早急な修繕が必要とされた場合は、速やかに対応するとともに、更新等については計画的実施を図ります。
- 施設の安全管理やコスト管理等に活用するため、修繕・更新等の実施履歴を蓄積し、一元的に情報を管理します。
- 維持管理・修繕・更新等のコスト縮減を図るため、施設特性に応じた合理的な維持管理方策を検討します。
- 維持管理・修繕・更新の実施にあたっては、コスト縮減と施設管理のサービス水準を見極めながら、民間ノウハウの活用（業務委託、指定管理者制度、PPP/PFI事業の導入等）を積極的に推進します。また、施設によっては、維持管理の担い手として地域・町民等との協働に努めます。

③ 長寿命化の実施方針

- トータルコストの縮減・平準化を目指して、財政計画と連動した「長寿命化計画」を必要に応じて策定し、計画的に維持管理・修繕を実施します。
- 計画的・効果的な予防保全措置の実施による施設の長寿命化は、建替え時期の延伸による更新費用の平準化を可能とします。

- 長寿命化を図ることで長期的にみた維持管理・修繕・更新等にかかるコスト縮減が可能な施設においては、予防保全型管理の導入や、耐震性能・耐久性の向上を目的とした修繕等を実施することで施設の延命を図ります。
- 技術開発の動向を注視し、公共施設等の修繕・更新時には、新技術の積極的な採用を図ります。

※予防保全の考え方

- ✓ 不具合が生じたときに「その都度対応」（事後保全型方式）では手遅れ場合があります。突然に安全が脅かされる等の問題が起き、多額の費用発生や利用を中断しなければならない場合もあります。
- ✓ 構造、部材、設備等の耐用年数（償却年数、瑕疵担保期間など）を十分把握し、早いうちに点検や修繕を行い、不具合の拡大や問題の深刻化を防止しておく必要があります。
- ✓ 予防保全型方式は、「計画的に手を入れて長持ちさせる」もので、この方式への移行が求められています。
- ✓ ただし予防保全型は、毎年の費用（維持管理費）が何も手を打たない場合に比べ増える場合があります。また、従来の事後対応型から予防保全型に転換する当初期間で、これまでの補修をせずに放置していたものへの対応のため、費用がふくらむ場合もあります。

※PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法です。

※PPP：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれます。

(2) 施設の安全・安心確保

様々な危険性（リスク）から、公共施設等における町民の生命と財産の安全確保を図ります。

本町は、町の中心部を遠賀川が流れ、西山断層が筑豊中心部を通っています。そのため、地震や水害など、自然災害における被害の防止・軽減を図るため、耐震性確保（減災）や災害時の避難所機能等の確保を推進します。また、平常時の施設利用の安全確保（バリアフリー化など）と機能性向上に努めます。

① 安全確保の実施方針

- 安全確保に関するチェックリストを作成し、リスク（事象及び要因）ごとに安全確保対策を検討します。
- 把握された各リスクの詳細な点検・診断を定期的を実施します。
- 点検・診断により危険性が認められる箇所等について改修等の対策を検討します。
- 事故・事件・災害が発生したときの損害を最小限にとどめ、迅速に復旧する体制の構築や対策マニュアルの作成等を図ります。
- 点検・診断等により危険が認められる施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。
- 危険性が認められた施設について、復旧のための予算確保が困難な場合は、他施設や民間施設による機能の代替を検討し、中長期的な供用廃止を図ります。
- 利用頻度が低く今後とも利用見込みのないものについては、用途廃止の上、売却や除却に努めます。

② 耐震化の実施方針

- 災害時の施設利用者の安全確保だけでなく、災害時における拠点施設、避難所等としての機能確保のため、公共施設等の耐震化に努めます。
- インフラ施設は、耐震性ととも耐災性の向上を図ります。特に、道路、トンネル、橋梁等のインフラ施設においては、地震発生による人命への重大な被害（避難活動の遅れや倒壊による事故等）や町民生活へ深刻な影響（ライフラインの停止等）を考慮して、優先順位を設定して耐震化を推進します。
- 「福智町地域防災計画」において災害活動の避難、救援、復旧活動拠点として位置付けている施設は、優先して耐震化を行います。
- 耐震化の優先度が低いと判断され、耐震化のための予算確保が難しい耐震基準を満たしていない公共施設等については、他施設や民間施設による機能の代替可能性を検討した上で、供用廃止や更新時の統廃合等の判断を行います。

(3) 施設利用の効率的・効果的な運営

既存公共施設や土地等の利便性、サービス内容の改善・向上を図り、利用を促進します。また、施設運営コストを縮減するため、外部委託等、効率的な管理運営方法を検討します。

① 既存施設の利用促進の実施方針

- サービス水準を維持することに努め、ハード面（スペース、設備等）、ソフト面（サービス提供）の両方から、利用促進方策を検討します。
- 限られた財源の有効活用のため、現有施設の効率的・効果的活用を推進するとともに、利用頻度の低い施設の統廃合を推進します。
- 公共施設等の統廃合等により生じる未利用施設の一部は、民間への貸付・売却等の運用を図ります。
- 国・県・町が保有する公共施設等相互の連携を推進し、町域全体として、公共施設等の最適化を図ります。

② 管理運営の効率化とコスト削減の方針

- 業務委託、指定管理者制度、PPP/PFI等、民間のノウハウ・活力の導入により、経費削減とともに、新たな雇用・産業の創出を図ります。
- 小規模集会施設等、地域コミュニティと密着した施設については、地域住民による地域管理の拡大に努めます。
- 省エネ化など、管理運営コストを抑える各種の取り組みを推進します。
- 利用料（使用料）などの受益者負担について適宜見直し、適正化を図ります。

③ 広域連携による住民サービス

- 広域的利活用とサービスが適切な施設においては、県や周辺市町との連携を図ります。

④ 社会・経済情勢の変化に対応した公共サービスと施設の提供

- 従前の公共サービスの見直しを図り、社会の変化、住民ニーズの変化に対応した公共サービスの在り方を検討します。
- 民間で提供可能なサービスは、民間に移行します。また、サービスは民間、施設は公共という形態の導入も検討します。
- 人口構造や社会の変化に対応し、公共施設等の統廃合・複合化・広域化を推進します。

⑤ 遊休資産の有効活用の推進方針

- 町有の遊休未利用地や低未利用地は、官民連携手法の活用などを行うことにより、積極的な町有地の有効活用を検討します。
- 公共施設の再配置や統合等により利用されてなくなった施設跡地は、貸付や売却を含め、効率的な財政運営に資する活用を検討します。

⑥ 利用圏域に応じた施設の最適化

- 施設の最適化を進めるにあたり、施設の配置状況、利用状況、機能等から「町域施設」「地域施設」「生活圏・住区施設」の3つの利用圏域（各施設の現在の利用範囲）別で施設を区分・整理します。
- 利用圏域ごとに施設設置の方向性を下記に示すとおりルール化し、必要な施設数の整理や適正配置を行います。
- 地域住民の意向を把握し、合意形成を図りながら、施設の最適化を目指します。
- 施設の廃止に際しては、サービス水準の維持に努める取り組みを検討します。

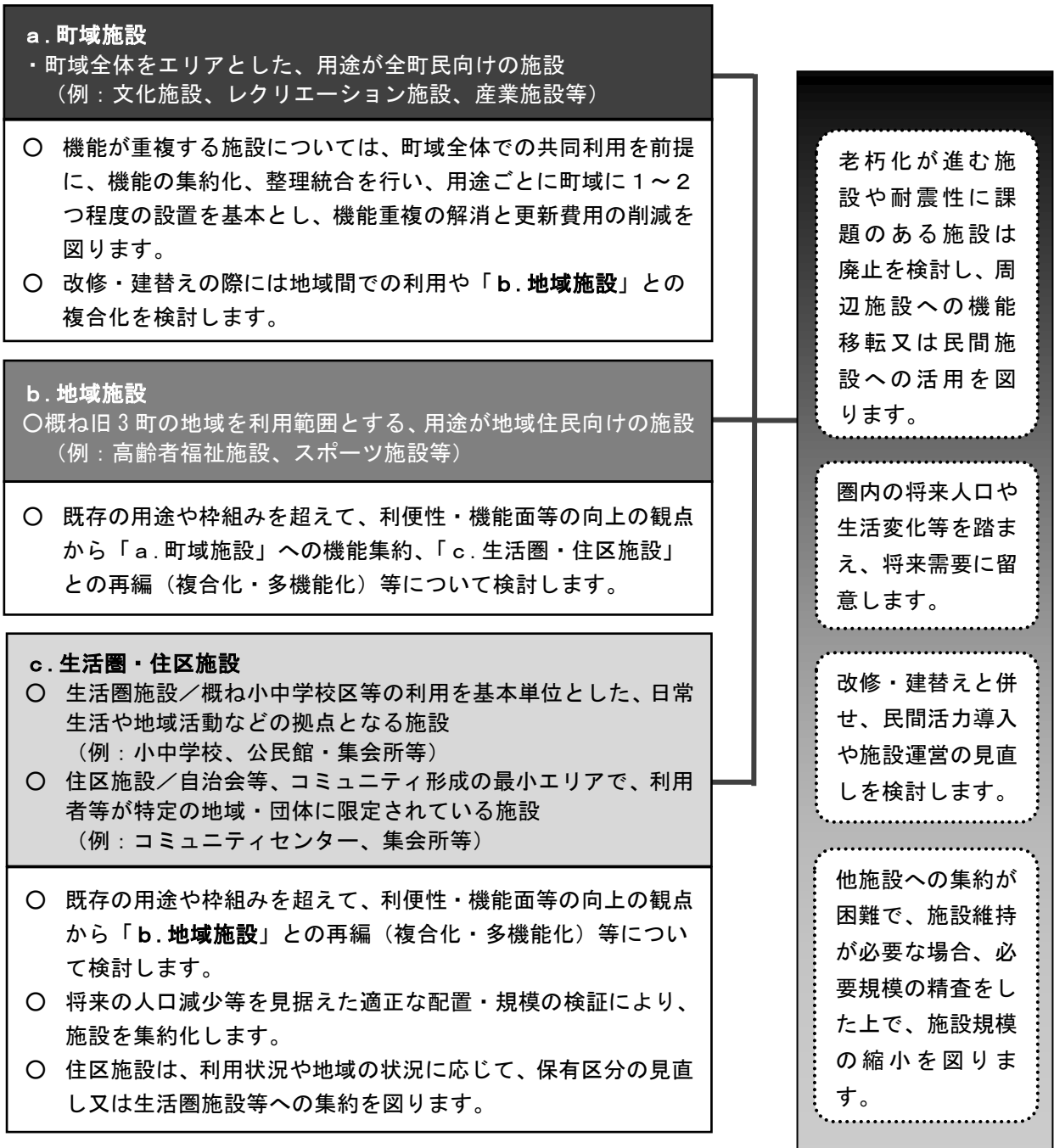


図 利用圏域に応じた施設の最適化の考え方

4. 施設類型別の基本方針

町の保有施設を“機能”に着目して分類し、施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方を定めます。

4.1 施設類型別の概況

(1) サービスコストの状況

平成 26 年度における本町各種施設におけるサービスコストの収支状況は、全体として約 10 億円を要しています。これは町民一人あたり約 43,500 円の支出となります。

支出面で大きな比率を占めているのは「医療施設」です。また、次に大きなコストを要しているのは、「その他教育施設」「幼保・子ども園」です。

教育、医療といった、生活の基本を支える分野での支出は欠かせないものとなっています。それ以外の施設においては、利用者負担が図られていますが、今後、なお一層のコスト抑制が必要です。そのためには、指定管理者制度や事業の民間委託等の経営改善策を実施するとともに、コスト負担増に対する町民の理解と合意形成が重要です。

表 サービスコストの収支状況

単位：千円

中分類	施設数	歳入合計 (A)	歳出		歳出合計 (B)	H26年度 総コスト (B-A)
			【維持管理経費】	【事業運営経費】		
集会施設	28施設	98,892	95,561	139,749	235,309	136,417
スポーツ施設	16施設	7,921	36,255	8,659	44,914	36,993
レクリエーション施設・観光施設	3施設	394,029	240,090	156,616	396,706	2,677
学校	8施設	411	76,151	14,316	90,467	90,056
その他教育施設	1施設	0	28,850	130,346	159,196	159,196
幼保・子ども園	3施設	26,640	15,484	174,205	189,689	163,049
幼児・児童施設	1施設	0	3,830	3,901	7,731	7,731
保健施設	3施設	14,889	39,432	783	40,215	25,326
医療施設	3施設	68,115	35,642	483,769	519,411	451,296
庁舎等	3施設	1,567	58,471	77,256	135,727	134,160
公営住宅	49施設	322,519	87,089	5,467	92,555	-229,964
公園	8施設	0	13,915	13	13,928	13,928
その他	13施設	8,741	5,649	13,917	19,566	10,825
下水道施設	2施設	24,387	28,970	18	28,989	4,601
全施設	141施設	968,113	765,388	1,209,017	1,974,404	1,006,291

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

(2) 施設数、施設単位面積あたりのコスト比較

1施設あたりの平均コストは約7百万円、単位床面積あたりのコストは約4千円/m²となっています。

「その他教育施設」「医療施設」「幼保・子ども園」において、1施設あたりのコスト、単位床面積あたりのコストが高い値を示しています。

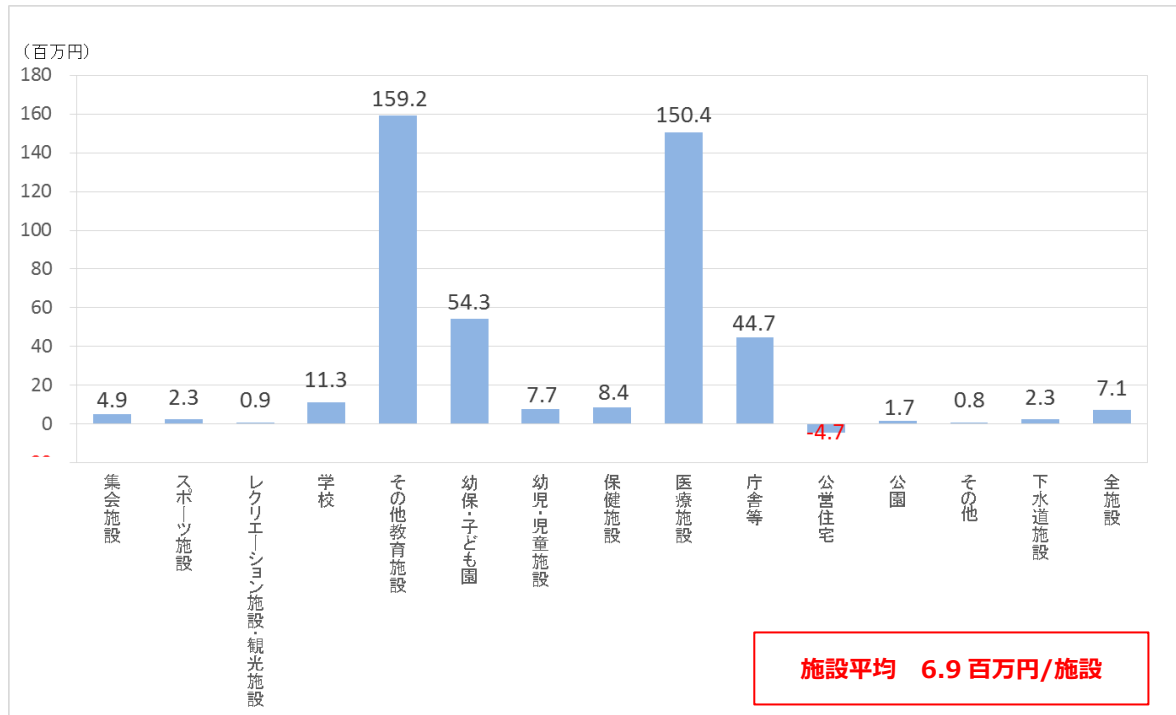


図 1 施設あたりコスト<歳出-歳入>(平成 26 年度実績)

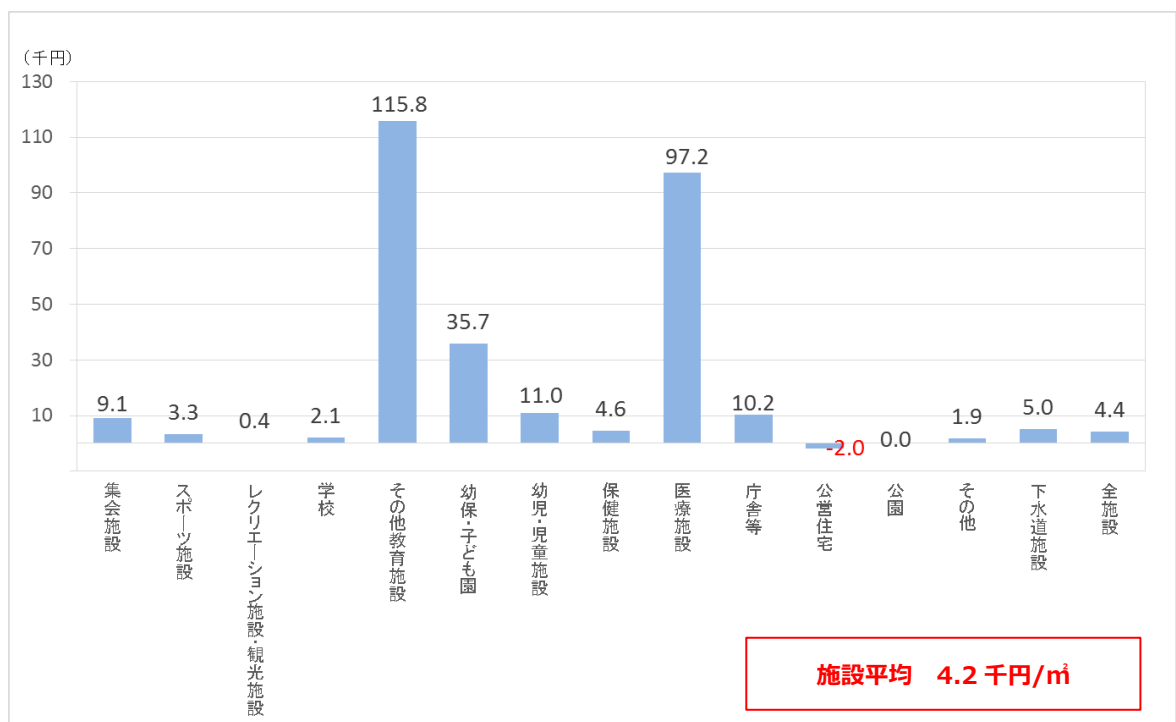


図 1 m²あたりコスト<歳出-歳入>(平成 26 年度実績)

4.2 施設類型別の方針

(1) 町民文化系施設の取り組みの方向性

- ・ 地域コミュニティの維持に必要な集会施設については、サービス水準の維持を図るため、利用状況や地域特性、人口動態等を踏まえ、施設の集約化、複合化などにより保有量の最適化を図ります。
- ・ 地域防災計画において災害時の避難施設として位置づけられる施設については、特に被災後の重要避難拠点となる施設より、必要に応じ適切な改修等を行います。
- ・ 安全の確保や長寿命化を図るための、予防保全対策を推進します。
- ・ 指定管理者制度を活用し、町民の利便性向上と維持管理コストの縮減に努めます。
- ・ 隣保館等、県内自治体と比較して保有量が多いと思われる集会施設においては、統廃合を含め、施設の在り方を検討します。
- ・ 集会所の担当課の整理を進め、業務の効率化を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設の取り組みの方向性

- ・ 利用が少なく維持管理費がかかる施設については、住民意向を踏まえ、サービスの必要性を見直すとともに、施設の在り方を検討します。また、老朽化がみられる設備等は利用状況等を踏まえ、安全性の確保やサービス維持のため適切な整備を行います。
- ・ スポーツ施設においては、類似施設の統廃合を推進するとともに、未使用施設の廃止を図ります。また、学校体育施設の利用など、スポーツ施設の有効活用に努めます。
- ・ スポーツ施設の指定管理者制度の導入に関しては、関係する団体の理解を得る必要があり、当面は町営の運営体制を継続します。
- ・ 温泉施設は観光・健康増進など設置目的に応じて計画的な管理・運営を図るとともに、必要に応じ譲渡、売却、廃止を含めた運営の在り方を検討します。

(3) 学校教育系施設の取り組みの方向性

- ・ 児童・生徒たちが安全で安心に学校生活を送れるように施設整備を行い、教育環境の充実を図ります。
- ・ 災害時等において、避難所として指定されている施設については、今後も維持します。
- ・ 学校給食センターは、施設や設備の定期点検、維持補修に努めます。
- ・ 施設の経過年数、老朽化の度合い、児童・生徒数の推移、統廃合の予定等を考慮し、維持補修、長寿命化、増改築、建替えを検討します。
- ・ 将来、児童数の減少が予想される小中学校については、統廃合を視野に入れて、施設の在り方を検討します。

(4) 子育て支援系施設の取り組みの方向性

- ・ 少子化や女性の社会進出支援など、社会環境の変化と住民ニーズに対応した施設整備に努めます。
- ・ 保育所は、民間への移譲に向けた取り組みを進め、平成 31 年度から順次行います。
- ・ 児童センターは開設後 10 年を経過しており、今後、設備面で修繕等の更新を検討します。
- ・ 学童クラブは、小学校の空き教室を活用していますが、学校施設の老朽化に伴い、支障がでており、平成 30 年度より整備を図っていきます。
- ・ 児童センターは、指定管理者制度の導入を検討します。

(5) 保健・福祉施設の取り組みの方向性

- ・ 養護老人ホーム天郷荘は、平成 29 年度以降廃止・解体を検討します。
- ・ 高齢者健康増進センターは利用状況に基づき、施設の在り方を検討します。
- ・ 方城・金田保健センターは、人口規模を考慮しながら、施設用途転用も含めた施設の在り方を検討します。
- ・ 現在金田・方城 2 施設で利用されている食進会や運動教室等の活動については、福祉巡回バスの利便性を高めるとともに、コスモス保健センターや他の公共施設の活用等で代用しサポートを図っていきます。
- ・ コスモス保健センターは、指定管理者制度の導入を検討します。

(6) 医療施設の取り組みの方向性

- ・ 定住人口の増加のためには、教育・福祉・医療分野の充実は必要で、地域医療の安定のためにも今後も診療所の運営を維持します。
- ・ 平成 30 年から医療・保健・介護・福祉の機能が連動した包括的かつ継続的にケアする「地域包括ケアシステム」の取り組みが始まり、公立診療所は重要な役割を担うものとなります。その動向を見守りながら診療所の改革を実施します。

(7) 行政系施設の取り組みの方向性

- ・ 庁舎等は、災害時における重要拠点施設としての役割を担うことから、適切な維持管理を図ります。
- ・ 消防施設については、老朽化の進んだものから、逐次、施設機能の維持、保全、長寿命化を図ります。

(8) 公営住宅の取り組みの方向性

- ・ 「公営住宅長寿命化計画」に基づき、施設の維持・改善・建替えを推進します。また、今後の人口動向・社会経済状況の変化に即して、住宅ストックの適切な管理・保有に努めます。
- ・ 全面改修計画については現在、堀川団地 3 階建てを改修しており、66 戸中 24 戸が完了しています。残りは平成 29～ 30 年の計画予定です。
- ・ 長寿命化計画に基づいて推進していくとともに、用途廃止を進め、管理戸数の減少に努めます。
- ・ 維持管理、修繕については、現状の対応(随時対応)で進めていきます。
- ・ 今後は、管理戸数の削減に努めるとともに、特に危険と思われる箇所の移転費用を町が支援し、除却を検討します。

(9) その他施設の取り組みの方向性

- ・ 施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します。
- ・ 利用実態、維持管理コスト等の運用面で費用対効果の低い施設、投資的負担が大きい施設は用途廃止、解体、売却等を検討します。
- ・ 納骨堂について老朽化が著しい施設は、危険箇所の修繕を行いながら、現在の施設を活用します。また、使用されていない施設は、地元と協議を行い、廃止・解体を検討します。
- ・ 地域に納骨堂管理組合がない場合もあるため、すべての地域で納骨堂に管理組合を設置し、できる限り地元で管理を行うよう指導します。
- ・ 現在 6 箇所の大型共同作業所を管理していますが、そのうち 3 箇所は稼働中、3 箇所は休止中です。現在稼働中の作業所に関しては、活動状況の調査を行い、各組合への有償譲渡を検討します。また、休止中の作業所に関しては、各施設の代表と協議を行い、町への返還を求め、作業所の廃上を検討します。
- ・ 上野の里ふれあい農産物加工所は、経営改善等を含めた新加工品の研究など、施設の在り方を検討します。

(10) 下水道施設の取り組みの方向性

- ・ 施設のライフサイクルコストの縮減を図るとともに、施設機能を維持するため老朽化施設や老朽化管路の更新・耐震化を推進します。
- ・ 施設に関しては定期的に点検し、施設状況重要度に応じて修繕を実施することにより、施設の延命化及びコスト削減を図ります。

(11) 上水道施設の取り組みの方向性

- ・ 取水施設 13 箇所、浄水場 8 箇所、配水池 15 箇所、多くの施設が点在しています。また、伊良原ダム completionにより、受水量が 3,900 m³/日から 7,500 m³/日に増量するため、各種施設の統廃合及び縮小計画の策定が必要です。
- ・ 施設及び配水管等の老朽化が進み、更新時期を迎えていますが、大規模な改修や建替えは費用的に困難なため、引き続き修繕等により対応します。

(12) 道路の取り組みの方向性

- ・ 道路防災点検の実施等により施設台帳を的確に整備し、老朽施設を把握するとともに、道路ストック総点検に基づく補修計画を踏まえ、計画的な施設補修や更新に努めます。
- ・ 通学路整備、街路灯設置等を含め、道路の適切な維持管理に努めます。
- ・ 新規整備にあたっては、まちの現状や将来町構造を勘案し、計画的な見直しを図ります。
- ・ 交通の安全を高めるために、危険箇所の把握に努めます。

(13) 橋梁の取り組みの方向性

- ・ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の補修・延命措置・架替え等の措置を実施します。
- ・ 定期的な点検の実施により、予防保全型の維持管理を推進し、補修費用の縮減及び長寿命化に努めます。

(14) 町有地の取り組みの方向性

- ・ 町有の遊休未利用地や低未利用地の有効活用については、用地の安全性等を考慮しつつ、効率的かつ有効的な管理運用を検討します。

5. 計画の推進体制とフォローアップ

5.1 取り組み体制と情報共有

公共施設等においては、施設を総合的かつ計画的に管理するために、情報の全庁的共有が重要です。このため、組織を横断する全庁的な取り組み体制の構築を図ります。

(1) 情報の一元管理と共有

- ・ 公共施設等を適切に管理運営していくために、保有資産の台帳を整備し、建物の状況、コスト、利用実態等の基礎情報を一元管理するデータベース、管理システムを構築します。
- ・ 公会計制度に基づく固定資産台帳の整備を進め、データ共有の環境整備を行います。

(2) 庁内推進体制の構築

- ・ 町長をトップとした全庁的な取り組み体制を構築します。(行政経営としての戦略的視点と責任体制)
- ・ 施設の管理・運営を強化するため、所管課を整理します。
- ・ 施設の点検、診断など維持管理に関する専門的・技術的情報及びコスト情報の収集・整理に関して、各部門を横断的に把握、統括、調整するファシリティマネジメント推進体制を構築します。

(3) 職員意識の改革

- ・ 職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。
- ・ 全職員を対象とした公共施設等の維持管理に関する研修や担当職員の技術研修等を実施します。

(4) 民間も含めた維持管理システムの構築

- ・ 指定管理者制度、包括管理委託の積極的な活用や主要施設の更新、新規施設整備におけるPFI方式の活用を検討します。
- ・ 町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、情報交換を積極的に行うとともに、町民との協働による、公共施設等の維持管理及び利活用の推進に向けた体制づくりを図ります。

5.2 フォローアップ

(1) 継続的な取り組みの推進

公共施設等の情報を年度ごとに更新するとともに、本計画の考え方・方針に基づき主要な公共施設等の個別計画や長寿命化計画を策定し（Plan）、個別計画等に基づく各種事業を実施します（Do）。また、「（仮称）公共施設等マネジメント調整会議」等において計画の検証や進捗管理（Check）を行い、人口動態や財政状況等の社会経済情勢に応じて本計画で定めた方針等を適宜見直し（Action）ます。

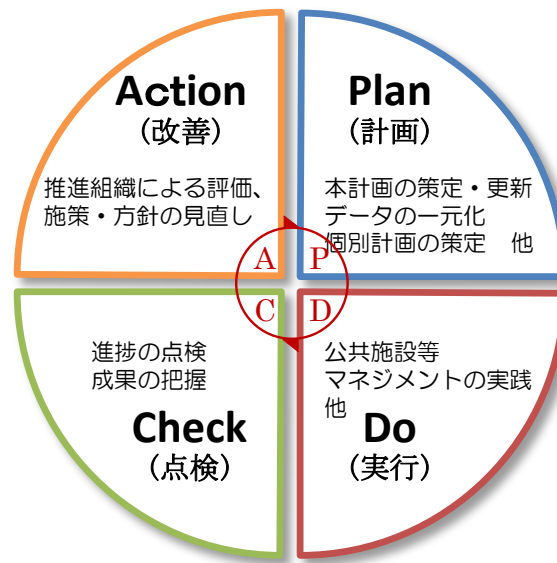


図 PDCAのサイクルイメージ

(2) 計画の進捗状況等の町民との共有

計画の内容・見直し状況や取り組み状況・実施状況の評価結果などについて、随時議会へ報告を行うとともに、町のホームページ等を活用し、住民への積極的な情報公開を行います。

(3) 適切な公共施設等管理による財政健全化の推進

計画的な保全により、維持保全費を適切に確保し、施設分野間、年度間の予算配分を行う等、合理的な予算編成を行います。また、将来の大規模改修・更新（建替え）に備えた基金の創設など新たな財源の確保に努めます。

(4) 庁内体制

本計画の趣旨を全庁的に共有し、すべての施設所管課が共通認識のもと、長寿命化計画等の個別計画を策定し推進していくことが重要です。そのためには、施設を所管する部署が連携し、庁内横断的な取り組みを行っていく必要があります。

そのため、今後は本計画の適切な推進に向けて、庁内で中心的な役割を担う組織の組成を検討します。その上で、組成された組織を中心として、全施設所管課間の横断的な調整、公共施設等の情報の一元的管理を行うとともに、方針の改定や目標の見直し等を実施します。また、組成された組織が中心となり、庁内の各部署と連携し、事業の優先順位の決定・効率的な予算配分などについて、協議・調整等を図り、公共施設等の一元的なマネジメントを主導します。



福智町役場

〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田 937 番地 2
Tel : 0947-22-0555 (代表) Fax : 0947-22-0782 (代表)
<http://www.town.fukuchi.lg.jp>